

聖籠町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町条例第十九号

聖籠町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町議会政務調査費の交付に関する条例（平成十三年聖籠町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「議会における会派及び」を削る。

第二条中「会派（所属議員が一人の場合を含む。）及び」を削る。

第三条を削る。

第四条の見出しを「政務調査費の額」に改め、同条中「議員に係る」を削り、同条ただし書きを削り、同条を第三条とする。

第五条中「会派の代表者及び」を削り、同条を第四条とする。

第六条中「に係る会派及び議員について」を「があった場合、速やかに」に、「政務調査費の」を「政務調査費の」に改め、「会派の代表者及び」を削り、同条を第五条とする。

第七条第一項及び第二項中「会派の代表者及び」を削り、同条第四項中「会派の代表者及び」及び「（当該会派が消滅したときを含む。）」を削り、同条第五項中「又は政務調査費の交付を受ける会派に所属したとき」を削り、「それらの」を「その」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「会派及び」を削り、同条を第七条とする。

第九条を削る。

第十条第一項中「会派の代表者及び」及び「（その一、そ

の二」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「別記様式第一号（その二）により関係書類を添えて」を削り、同項を第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同条を第八条とする。

第十一条中「会派及び」を削り、「第八条」を「第七条」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「第十条」を「第八条」に改め、同条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第 1 号 政務調査費収支報告書（条例第 8 条第 1 項、第 2 項）

年 月 日

聖籠町議会議長

様

聖籠町議会議員

印

年度政務調査費に係る収支報告について

聖籠町議会政務調査費の交付に関する条例第 8 条第 1 項(第 2 項)の規定により、別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務調査費収支報告書

聖籠町議会議員

印

1 収入

政務調査費_____円

2 支出

科 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費	円	
研 修 費	円	
会 議 費	円	
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	円	
広 報 費	円	
事 務 費	円	
合 計	円	

3 残 額_____円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

別記様式第二号中「条例第10条第4項」を「条例第8条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の聖籠町議会
政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成二十三年九
月一日から適用する。